

盛岡広域振興局長告示第81号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定した。

平成25年10月29日

盛岡広域振興局長 杉原永康

1(1) 名称 盛岡市玉山区下田休猟区

(2) 区域 盛岡市地内の国道282号と市道石羽根線との交点を起点とし、起点から国道282号を北に進み市道刈屋線との交点に至り、同点から同市道を東に進み盛岡市と八幡平市の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み市道尻志田線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道尻志田刈屋北線との交点に至り、同点から同市道を東に進み尻志田川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み市道大台松内線との交点に至り、同点から同市道を東に進みさらに南に進み市道古川松内線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道滝ノ上線との交点に至り、同点から同市道を南東に進みさらに南に進み市道好摩生出線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道夏間木線との交点に至り、同点から同市道を南西に進みさらに南東に進み市道川崎夏間木線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道下田線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道下田生出線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道柴沢下田線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道陣場生出向線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道石羽根線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道船田一本木枝線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道船田一本木線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道柴沢船田線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道柴沢一本木線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道柴沢下田線との交点に至り、同点から同市道を南西に進みさらに南東に進み国道4号との交点に至り、同点から同国道を南西に進み種雄牛センターに通ずる敷地内道路との交点に至り、同点から同道路を北に進み市道柴沢生出線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道石羽根線との交点に至り、同点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成25年11月1日から平成27年10月31日まで

2(1) 名称 盛岡市玉山区砂子沢休猟区

(2) 区域 盛岡市地内の市道山形線と市道葛巻線との交点を起点とし、起点から市道山形線を北に進み盛岡市と岩手町の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進みさらに南に進み小沢川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み市道前田岩洞湖線との交点に至り、同点から同市道を西に進みさらに北西に進み市道葛巻線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成25年11月1日から平成27年10月31日まで

3(1) 名称 八幡平市沼利休猟区

(2) 区域 八幡平市地内の主要地方道大更八幡平線と国立公園の境界との交点を起点とし、起点から同主要地方道を南に進みさらに北西に進みさらに南西に進み一般県道雫石東八幡平線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み北ノ又川左岸との交点に至り、同点から同左岸を北東へ進み国立公園の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成25年11月1日から平成27年10月31日まで